

10 納税管理人

市内に住所等を有しないため、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人を新たに定める場合、または納税管理人に異動が生じた場合は「固定資産税・都市計画税納税管理人申告（承認申請）書」または「納税管理人異動申告（承認申請）書」を提出してください。

大阪市 納税管理人異動申告書

検索

11 実地調査等のご協力をお願い

地方税法の規定に基づき、市税事務所職員が償却資産の評価等のためにお問い合わせさせていただくことや、実地調査にお伺いすることがありますので、その際にご協力をよろしくお願い致します。

また、地方税法の規定に基づき、法人税または所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

なお、実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

12 非課税となる償却資産

地方税法第348条および同法附則第14条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、本市市税条例の規定により「非課税適用（取消）申告書」および非課税に該当することを証する書類の提出が必要です。

非課税適用（取消）申告書は大阪市ホームページからダウンロードできます。

大阪市 非課税申告書

検索

13 電子申告（インターネット上からの申告）について

大阪市では、eLTAXを利用した、固定資産税（償却資産）、法人市民税、個人住民税（給与支払報告書等）および事業所税の電子申告を受け付けています。

固定資産税（償却資産）の申告は、簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください。

なお、eLTAX のサービス・利用方法の詳細は、eLTAX ホームページをご覧ください。または eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

エルタックス

検索



eLTAX の利用に関するお問い合わせ先

- インターネット経由のお問い合わせ
eLTAXホームページにアクセスし、「お問い合わせフォーム」にお問い合わせ内容を入力
のうえ、送信してください。
- 電話でのお問い合わせ
電話番号 **0570-081459**
上記の電話番号でつながらない場合 **03-5521-0019**
※受付時間 9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く。）